

役員報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウェルエイジの定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、非常勤役員は、無報酬とする。

2 常勤理事で職員としての立場を有する者については、報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年5月28日から施行する。

名称	実費弁償費	備考
理事	3,000円	職員との兼務がない場合
監事	3,000円	